定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月二十日

群馬県桐生市新里町小林四七番地

大川建設株式会社

代表取締役　大川　弘志

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月二十日

埼玉県本庄市中央三丁目二番七号

佐鳥電機株式会社

代表取締役　佐鳥　正博

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月二十日

神奈川県大和市大和南二丁目三番一二号

あしだ冷熱株式会社

代表取締役　友田　久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月二十日

兵庫県神戸市西区南別府一丁目一四番六号

日本ジッコウ株式会社

代表取締役　佐藤　武司

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社中川商店と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月二十日

新成基礎産業株式会社

代表取締役　中川　清宣

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社中川商店と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月二十日

新潟県長岡市左近町一〇二〇番地

株式会社長陵整備

代表取締役　中川　清宣

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社中川商店と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月二十日

新潟県長岡市十日町字狐塚一六六二番地四

悠久コンクリートポンプ株式会社

代表取締役　中川　清宣

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社東京支店の全ての日本における代表者である具紀本が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十一月二十日

東京都港区六本木三丁目一番一号六本木ティーキューブ

サムスン證券株式会社東京支店

日本における代表者　具　紀本

限定承認公告

本籍和歌山県岩出市高塚四〇二番地、最後の住所和歌山県岩出市高塚四〇二番地の一

被相続人　亡　岩田　薫

右被相続人は平成二十六年八月上旬に死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十四日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十日

和歌山県和歌山市中島八四―四

相続財産管理人　岩田　英雄

第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社東京支店は、平成二十六年十二月三十一日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社東京支店が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年十一月二十日

東京都港区六本木三丁目一番一号六本木ティーキューブ

サムスン證券株式会社東京支店

日本における代表者　具　紀本

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十八億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十六年七月十八日付官報号外第一六一号の九十四頁に掲載されています。

平成二十六年十一月二十日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内　西特定目的会社

取締役　大谷　英明

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を二十八億五千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月二十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月二十日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内　西特定目的会社

取締役　大谷　英明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十八億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十六年七月十八日付官報号外第一六一号の九十四頁に掲載されています。

平成二十六年十一月二十日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内　西特定目的会社

取締役　大谷　英明

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を二十八億五千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月二十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月二十日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内　西特定目的会社

取締役　大谷　英明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十八億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十六年七月十八日付官報号外第一六一号の九十四頁に掲載されています。

平成二十六年十一月二十日

東京都港区赤坂二丁目一番一号

ＵＩ　Ｙｏｋｏ　Ｆｕｎａ特定目的会社

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき優先資本金の額を金七億一千三百七十五万円減少し、金九十四億八千二百二十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十二月二十二日であり、取締役の決定は、平成二十六年十一月十九日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年十月二十二日付官報の号外第二三四号一二一頁に掲載されています。

平成二十六年十一月二十日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

八重洲インベストメント特定目的会社

取締役　須貝　信

取消公告

平成二十六年十一月十九日（号外第二五六号）掲載の株式会社デジタルに係る決算公告（枠組）は取消します。

平成二十六年十一月二十日

扱　店

正誤

ページ	段	行	誤	正
一八四	二	五	最小限度	最少限度
一五一	一	終りから一一	「伊藤　信吾」は死亡により削る。	「竹内　榮」は死亡により削る。
二四	一	〃二二	「澤竹　勲」は死亡により削る。	

（原稿誤り）

平成二十六年十月三十一日（号外第二百四十一号）消防庁告示第二十九号（消防水利の基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

平成二十六年十一月四日（号外第二百四十三号）叙位・叙勲欄中

（原稿誤り）

◉号外　十一月二十日付第二五七号　六四ページ●同日付政府調達第二一八号四〇ページ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）